

こんにちは 家畜保健衛生所です

家畜便り
平成27年8月

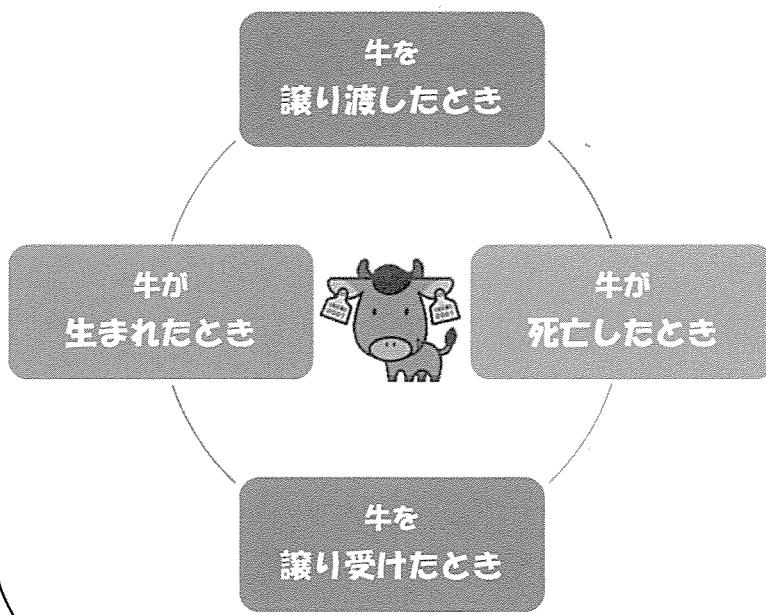
牛トレーサビリティ法の届出義務違反について

牛トレーサビリティ法で定められた「出生の届出」において、実際の出生日から最大39日まで遅らせた日を出生日として届け出たとして、熊本県内の農家が牛トレーサビリティ法義務違反で九州農政局から届出の修正、再発防止に向けた体制の構築について催告を受けました。

昨年度、同様の事案が判明し、全国でトレーサビリティ制度の周知、徹底を図っている中での違反事例でした。

飼養者のみなさまにおかれましては、今一度、同法に基づく届出についてご確認いただき遵守くださいますようお願いします。

こんなとき届出が必要です



- ・牛が出生したら速やかに個体識別を両耳に装着し届出（正しい生年月日、母牛の個体識別番号など）を行いましょう！（1週間以内）
- ・耳標が両耳に装着されていない牛の取引は牛トレーサビリティ法により禁じられています
- ・耳標が脱落したときは速やかに再発行の手続きを行い再装着してください！

お問い合わせ 近畿農政局奈良地域センター 0742-32-1874